

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙北市長 田口 知明



市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)
地域名 (地域内農業集落名)	中川第2 (高屋、安久戸、寺沢、北沢、川原、上村、中村、下村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・基盤整備事業実施中。
- ・地域の担い手は6法人と個人担い手で、地域内の農地を耕作する人数は確保できている。
- ・10年後、個人担い手及び、法人役員の高齢化が進み、耕作者の不足等が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域内の農地は、徐々に法人に集積し、個人担い手は法人経営に参画する。
- ・法人関係者の高齢化が懸念されるため、法人の経営統合について、早めに協議の場を設置する。
- ・高収益作物であるアスパラガス、枝豆、大根の作付規模を拡大し、産地化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	159.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	159.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全農地を農業上の利用が行われる農用地の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地集積は農地が分散しないように進める。すでに集積済みで分散している農地は権利移転を行い、団地化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の権利設定は農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備外区域については、中山間水田畑地化整備事業等の活用により作業効率の向上を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農希望者や新規参入者、法人経営参加希望者は積極的に受け入れる。 高収益作物の栽培を希望する農業者等についても積極的に受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
高収益作物の栽培指導はJAへ依頼する。 航空防除については、地元法人に依頼する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①熊、猪等が頻繁に目撃される地域であることから、市担当課、地元猟友会等と連携し、作物被害低減を図る。
高収益作物については、防獣ネット、電気柵等により獣害を防止し、安定出荷を図る。
- ⑦、⑧共同施設(農道、用排水路等)の保全管理は、計画的に地域全体で行う。
- ⑨地域内で栽培された飼料作物は、地域内の有畜農家へ優先的に供給する。